

特別養護老人ホームへ申込みをされる方へ

《特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)とは》

*常に介護が必要で、居宅では介護が受けられない方が食事・入浴・排泄など日常生活の介護や健康管理など生活支援を受ける施設です。

【 区内施設 】

山吹の里	(3981) 5051	菊かおる園	(3576) 2266
アトリエ村	(5965) 3400	養浩荘	(3971) 6541
風かおる里	(5982) 1021	ゆたか苑	(3959) 2129
シオンとしま	(3984) 7477	池袋敬心苑	(5958) 1165
千川の杜	(5917) 0370	東池袋桑の実園	(6912) 6204

【 区外協定施設 】

信愛の園	0424 (92) 1551	神明園	042 (579) 2711
サルビア荘	042 (794) 0333	至誠キートスホーム	042 (538) 2323
ケアポート板橋	(3969) 3101		

《入所申込できる方》

*介護保険の要介護度が3～5と認定された方のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な方。

*要介護度1・2で、特定の事由に該当する方。

*担当のケアマネージャー等にご相談ください。

*豊島区内に住民登録されている方が優先です。

《申込方法》

- *ご本人、ご親族または、ケアマネージャーがお申込みください。
- *要介護度・被保険者番号は、介護保険証をご覧になり、ご記入ください。
- *申込書の用紙は、特別養護老人ホーム・高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)にあります。
ご希望の各特別養護老人ホームに提出してください。
- *申込みされた方の、要介護度等資格の有無を確認いたします。
- *複数の施設に申込みができます。(各施設ごとに申込書(コピー可)の提出が必要です。)

《入所基準》

*申込書の記入内容から「豊島区特別養護老人ホーム優先入所基準」による評価を行います。

①本人の状況 ②介護者の状況 ③住宅の状況

の各項目ごとに点数を付け、その合計点により判定します。

Aランク(優先度の高い方・12点以上)

Bランク(優先度の低い方・11点以下)

各特別養護老人ホームの入所検討委員会で入所の優先度を検討いたします。

「入所検討委員会」では、日常生活動作や本人・家族の意思等を総合的に
勘案します。入所順の公平性・透明性を図るため第三者も参加しております。

- *Aランクと判定されても、問題行動、医療行為等で受入困難な場合があります。
- *本人、介護者、住宅の状況等に変化のあった方は(連絡先・介護度等が変更になった)各特別養護老人ホームにお知らせください。

《入所の案内》

- *入所が近づきましたら、特別養護老人ホームからご案内をします。
- *最終的な入所決定は、各施設で部屋割りや性別等を勘案して決定します。

要介護1・2で、入所申込が可能な特定の事由

- 1 認知症であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- 2 知的障害・精神障害を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- 3 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- 4 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

*上記に当てはまる場合は、担当のケアマネージャーに、「特例入所申込書」を記入してもらい、「豊島区特別養護老人ホーム入所申込書」と一緒に提出してください。